

一般廃棄物処理施設の維持管理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項の規定に基づき、当組合の一般廃棄物処理施設（ごみ焼却処理施設）の維持管理計画について公表いたします。

一般廃棄物処理施設の維持管理計画

施設の維持に関しては、下記を目的に適切な運転管理、保全及び安全衛生管理を計画的に実施し、適切な維持管理を行います。

- (1) 施設の処理機能は設計通り合理的かつ安全に性能が発揮され、これを定常的にわたり維持します。
- (2) 施設の機能低下防止のため十分な保守点検整備を行い、機器を傷めず能力を十分に発揮させます。
- (3) 適正な運転管理で公害の発生防止を図ります。

なお、ごみ処理施設の維持管理におきましては、「廃棄物処理法」、「公害対策基本法」（「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「騒音規制法」、「悪臭防止法」等）、「電気事業法」、「消防法」、「労働安全衛生法」等の規制基準を遵守します。

1 維持管理体制

ごみ処理施設の運転を系統的に行う技術上並びに運営上の管理業務、施設の稼働状態を長期に渡り安定的に持続させるための保全業務と、公害防止に対処するための分析業務を十分考慮した管理体制を組んで施設の運営に当たります。また、事故を未然に防止するための管理体制の整備を図り、作業に従事する職員の安全の確保についても十分な配慮を行います。

さらに、ごみ処理技術者及び関連法規で定められた法的有資格者による施設の適正な維持管理に努めます。

2 維持管理基準

ごみ処理施設の維持においては、施設からの排ガス、排水、臭気、振動、騒音等による二次公害を防止するため適正な運転管理を行い、それぞれの基準を長期にわたり遵守します。

なお、各種の基準は、各法律の規制によって定められている値とします。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条第5項の規定、厚生省令（施行規則）第4条第5項の一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準についての適用を〔表-1〕に示します。

〔表－１〕〈一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準についての適用〉

一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則)	施設への適用
<p>1. 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p> <p>2.</p> <p>2. 焼却施設にあつては、次の通りとする。</p> <p>イ. ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。</p> <p>ロ. 燃焼室のごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りではない。</p> <p>ハ. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800℃以上に保つこと。</p> <p>ニ. 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。</p> <p>ホ. 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。</p> <p>ヘ. 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。</p> <p>ト. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>チ. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおお</p>	<p>自動燃焼装置により、ごみ投入を適正に制御し処理能力以上の投入はしません。</p> <p>燃焼室へのごみ投入はピット・クレーン方式で行い、ごみピット内でごみを均一に混合します。</p> <p>ごみ投入口はマテリアルシールされた状態で給じん装置により、定量ずつ連続的に焼却炉にごみを投入します。</p> <p>燃焼室内温度を摂氏800度以上に維持させるよう自動燃焼装置で制御します。</p> <p>焼却灰の熱しゃく減量が10%以下となるよう自動燃焼装置で制御し、効率的な焼却を行います。</p> <p>運転開始時には助燃バーナを作動させる等により炉温を速やかに上昇させます。</p> <p>運転停止時には助燃バーナを作動させる等により炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。</p> <p>燃焼室中のガス温度の温度を連続的に測定し、かつ、記録します。</p> <p>ガス冷却設備（熱交換器、急冷塔）により、集じん器に流入する燃焼ガスの温度を摂氏200度以下にします。</p>

<p>むね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>リ．集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ス．冷却設備及び排ガス処理施設にたい積したばいじんを除去すること。</p> <p>ル．煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼にかかる維持管理の指標として一酸化炭素の濃度をもちいることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。</p> <p>ヲ．煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ワ．煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。</p> <p>カ．煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ヨ．排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。</p> <p>排ガス冷却設備及び排ガス処理設備において堆積したばいじんを連続的に除去します。</p> <p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却します。</p> <p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。</p> <p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を 5 ngTEQ/m³ N 以下となるようにごみを焼却します。（ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等の既設施設基準による）</p> <p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録します。</p> <p>排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。</p>
---	---

<p>タ. 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、または冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>レ. ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書きの場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ネ. ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p> <p>フ. 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>	<p>該当ありません。</p> <p>ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留します。</p> <p>ばいじんを薬剤処理する場合は加湿混練処理し、ばいじん、薬剤及び水を均一に混合します。</p> <p>火災の発生を防止するために各所に火災検知器を設置する等、必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えます。</p>
--	---